

人 材 紹 介 契 約 書

本書末尾記載の甲（以下「甲」という。）と、SKY Land株式会社（以下「乙」という。）は、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託事項）

甲は乙に対し、甲の人材採用のための人材紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（乙の業務内容）

乙は甲の依頼に基づき、甲の人材採用計画を的確に把握した上で、甲に対し、乙又は乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した候補者を紹介する。

第3条（甲による依頼）

1. 甲は乙に対し、前条の依頼に際して、職業安定法（以下「職安法」という。）第5条の3第2項に従い、書面、電子メールその他同法所定の方法（以下「書面交付等の方法」という。）により、同項の定める労働条件その他希望する求人の条件（以下これらを「求人条件」という。）を明示する。
2. 甲は前条の依頼に際して、虚偽又は誇大な条件、法令に違反する条件及び通常の求人条件と比して著しく不適当な条件を含む求人条件を明示してはならない。
3. 甲が乙に対して、前条の依頼をした後、第1項により明示した求人条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下これらを「変更等」という。）が生じた場合、甲は、速やかに書面交付等の方法により変更等の内容を乙に通知する。
4. 前項にかかわらず、第1項により明示した求人条件の内容に変更等が生じた時期が、甲が候補者と面接等の接触をした後であった場合、甲は職安法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面交付等の方法により、乙を通じて候補者に明示する。
5. 前二項により、甲が乙に対して変更等の通知をした場合は、甲は当該紹介が終了する日まで、通知をした書面等の控えを保存する。

第4条（候補者その他の求職者への情報提供）

1. 乙は、候補者その他の求職者（以下「候補者等」という。）に対し、求人条件、甲及び乙の情報（乙の事業の実績に関する情報を含む。）その他求人等に関する情報（以下「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
2. 乙は、候補者等に対し求人等に関する情報を提供するに当たって、当該情報を正確かつ最新の情報に保つため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 甲から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なくこれに応じること
 - (2) 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、甲にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること
 - (3) 求人等に関する情報又は候補者等に関する情報の時点を明らかにすること

第5条（甲による内定）

1. 甲は、乙に紹介された候補者を選考し、選考結果としての採用の可否を、乙に対し、書面交付等の方法により速やかに通知する。
2. 甲は、乙の紹介した候補者の内定を取り消す場合は、内定取消しが乙の責に帰すべき事由による場合を除き、甲の責任において当該候補者との間に発生する紛争を処理する。

第6条（人材紹介料の発生）

1. 甲は、乙が紹介した候補者を採用することを決定し、当該候補者が入社（就労開始）に至った場合、人材紹介料として入社した当該候補者（以下「被採用者」という。）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の30%（税別）を乙に支払う。この場合、甲は、労働基準法第15条第1項に基づき労働条件その他を明示した採用通知書を発行し、かかる採用通知書の写しを乙に提示する。
2. 前項の理論年収は、以下のとおりとする。
 - (1) 月額給与制の場合
理論年収＝（①＋②）×12か月分＋③
①＝月額給与及び諸手当（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月

支給される手当。ただし、交通費は除くものとする。)

②＝同職務同年齢者の月平均超過勤務手当

③＝同職務同年齢者の前年実績賞与支給額

(2) 年俸制の場合

入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。ただし、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、(固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬)より導いた年俸額を理論年収とする。

(3) 1年未満の有期雇用の場合、契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。

3. 第1項の人材紹介料は、乙が候補者を紹介した後1年以内に、甲が乙を紹介することなく当該候補者と接触し、当該候補者が甲又は甲の関係会社に入社した場合にも発生する。
4. 甲は、前項の期間中に、乙を紹介することなく当該候補者と接触する場合は、速やかに乙に通知する。
5. 乙による候補者の紹介以前に、甲が第三者から当該候補者の紹介を受けていた場合、又は当該候補者から応募の意思表示を受けていた場合、甲が、当該候補者の紹介を受けてから2週間以内にその旨を乙に通知しないときは、乙の紹介による応募とみなす。
6. 乙による候補者の紹介以後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合、乙の紹介による応募とみなす。

第7条 (支払方法・期限)

甲は、前条に定める人材紹介料を、被採用者の入社日が属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第8条 (人材紹介料の返還)

1. 被採用者が入社後3ヶ月以内に甲を自己都合により退職した場合、乙は甲から受領した人材紹介料を、下記の表に従って甲に返還する。

退社時期	返還する人材紹介料
入社後10日以内に退職	100%
入社後2か月以内に退職	50%
入社後3か月以内に退職	25%

2. 被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、被採用者の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職又は本人の死亡等を含むが、これらに限られない。)は、前項は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、前項は適用されない。

第9条 (個人情報及び機密情報の取扱い)

1. 甲は、乙が甲に提供する候補者の個人情報について守秘義務を負う。甲は、当該個人情報を採用選考の目的の範囲内でのみ使用する旨、候補者等に明らかにするとともに当該個人情報を厳重に管理し、第三者(自己の役員、従業員若しくは業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上守秘義務を負う専門家を除く。以下本条において同じ。)に開示、漏洩し又は使用させてはならず、当該個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。なお、乙は求人条件に関連のない候補者の機微な個人情報(人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況をいう。)については、候補者から収集せず、また甲に対して開示又は提供しない。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方(以下、情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。)から開示を受け又は知り得た相手方の営業上・技術上又はその他一切の業務上の情報(以下「機密情報」という。)について、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。なお、機密情報の開示の方法は、書面、口頭、CD-ROM等の電磁的媒体等その態様を問わない。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まれない。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 開示当事者から開示された後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
 - (3) 開示当事者が開示を行った時点で既に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

- (5) 開示当事者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
- 4. 第1項にかかわらず、受領当事者が、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって機密情報の開示を義務付けられた場合、受領当事者は、事前に開示当事者に対してその旨を通知した上で、これを開示することができる。
- 5. 甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は甲の責任のもと廃棄しなければならない。

第10条（不可抗力）

天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の履行が困難になったときは、甲及び乙で協議の上合意により、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第12条（再委託）

乙は、第2条で定める業務を第三者に再委託することができる。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを表明し、かつ将来にわたっても確約する。
- 2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - (1) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - (2) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - (3) 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
- 3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された当事者は解除した当事者に対し、解除した当事者が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した当事者は、解除された当事者に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第14条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による契約終了の通知がない限り、本契約は更に1年間同条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

第15条（任意解約）

甲及び乙は、相手方に対し、3か月前までに書面による通知を行うことで、本契約を将来に向かって解除することができる。

第16条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約上の義務に違反した場合、これに起因して相手方に直接かつ現実生じた通常の損害、損失及び費用（以下「損害等」という。）を、賠償する。

第17条（解除及び期限の利益の喪失）

- 1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由による

ものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。

- (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (5) 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - (6) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (7) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (8) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (9) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - (10) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
 - (11) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき
 - (12) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前二項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
4. 甲又は乙のうち第1項又は第2項により本契約を解除された者は、これにより損害等を被った場合であっても、相手方に対して当該損害等の賠償を請求することはできない。
5. 甲又は乙が、第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合、当事者は当然に本契約及びその他相手方との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当事者は、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第18条（存続条項）

本契約の終了後にかかわらず、本条、第8条（人材紹介料の返還）、第9条（個人情報及び機密情報の取扱い）、第11条（本契約上の地位等の譲渡禁止）、第13条（反社会的勢力の排除）、第16条（損害賠償）、第17条（解除及び期限の利益の喪失）第3項乃至第5項、第19条（協議）、第20条（裁判管轄）の規定は、本契約の終了後もその効力を有する。

第19条（協議）

本契約に規定のない事項や本契約の解釈及び履行につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第20条（裁判管轄）

前条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、乙の本店所在地の管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名又は記名・押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦二丁目5番5号 八木兵伝馬町ビル3F
SKY Land株式会社
代表取締役 池谷 駿